



山形県公報

平成17年10月12日(水)

号 外(53)

目 次

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則.....(人 事 課)... 1

訓 令

副知事の事務の担当区分に関する規程.....(同)...同

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

平成17年10月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第77号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 日野雅夫

第2順位 副知事 後藤靖子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第19号

庁 中
出 先 機 関

副知事の事務の担当区分に関する規程を次のように定める。

平成17年10月12日

山形県知事 齋 藤 弘

副知事の事務の担当区分に関する規程

(担当区分)

第1条 副知事の事務の担当区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 共管する事項

イ 県政に関する重要施策の決定及び予算の編成に関する事項

ロ その他知事が指定する事項

(2) 副知事日野雅夫の担当する事項

イ 総務部に関する事項

ロ 健康福祉部(健康福祉企画課及び保健薬務課に限る。)に関する事項

- 八 商工労働観光部（観光振興課及び雇用労政課を除く。）に関する事項
- ニ 農林水産部に関する事項
- ホ 教育委員会との連絡調整に関する事項
- ヘ 人事委員会との連絡調整に関する事項
- ト 監査委員との連絡調整に関する事項
- チ 公安委員会との連絡調整に関する事項
- リ 病院事業局との連絡調整に関する事項

(3) 副知事後藤靖子の担当する事項

- イ 文化環境部に関する事項
- ロ 健康福祉部（健康福祉企画課及び保健業務課を除く。）に関する事項
- ハ 商工労働観光部（観光振興課及び雇用労政課に限る。）に関する事項
- ニ 土木部に関する事項
- ホ 出納局に関する事項
- ヘ 労働委員会との連絡調整に関する事項
- ト 企業局との連絡調整に関する事項

（委任）

第2条 前条に定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。